

## IV 認定 NPO 法人の管理・運営等

### 1 認定 NPO 法人等の報告義務

#### 1 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告

認定 NPO 法人等は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、下表①～⑨に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法 54②二～四、55①、62、法規 32）。

（注）すべての NPO 法人は、条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、所轄庁に事業報告書等を提出する必要があります（法 29）。

（注）2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法 55①、62）。

○所轄庁に毎事業年度提出する書類一覧

#### 【令和2年改正点】

提出書類		様式	部数	参照ページ
①	認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書	第 22 号	1	P105～ P106
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	任 意	2	
③	収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	前 事 業 年 度 の 収 益 の 明 細 な ど	2	P107 、 P112
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 ロ 役員等 <sup>（注1）</sup> との取引			
⑤	寄附者（当該認定 NPO 法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者 <sup>（注2）</sup> ）で、前事業年度における当該認定 NPO 法人等に対する寄附金の合計額が 20 万円以上であるものに限り、その氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項			
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日			
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類			

⑨	<p>「Ⅱ.3 認定等の基準の概要(P18～P21)」の(3) (ロの部分を除きます。)、(4)イ及びロ、(5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類 (特例認定の場合も同じです。)</p> <p>※認定基準等チェック表 (第3表、第4表 (初葉)、第5表、第7表)、欠格事由チェック表</p>				
---	---	--	--	--	--